～「聞いてなかった」では済まされない～

選択制確定拠出型年金
『３つの落とし穴』

FLYING ACE ACADEMY

資 産 形 成 チ ャ ン ネ ル

本日のレジュメ

CHAPTER1
選択制確定拠出年金
は2種類ある

CHAPTER2
選択制確定拠出年金
“３つの落とし穴”

CHAPTER3
まとめと
ワンポイントレッスン

選択制〈タイプA〉

- ◆ 加入者は事業主掛金と合算で上限55,000円まで加入者掛金として拠出できます
- ◆ 選択制において、加入者がDC掛金として選択した相当額（加入者選択掛金）は給与に参入されません

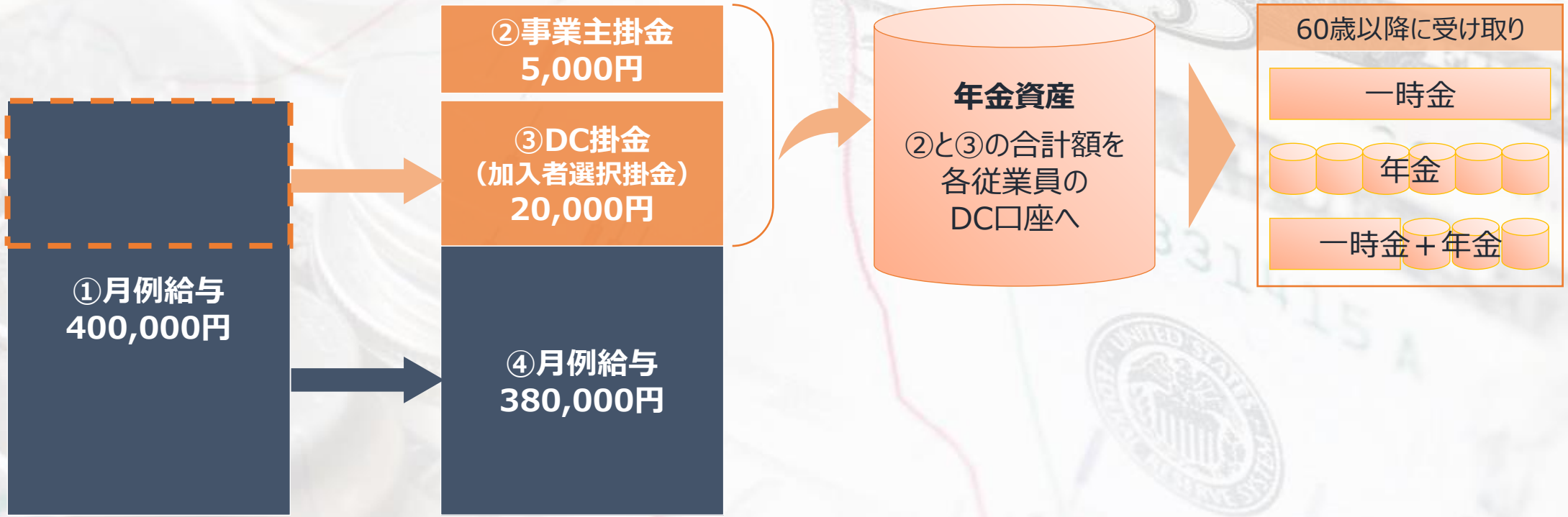

税務、経理処理	✓ 加入者選択掛金分は給与に含めないため、給与の額面が下がります（①⇒④へ） ✓ 加入者が負担する税金、社会保険料は新・月例給与④を基準に計算されます ✓ 会社は②と③の合計額を福利厚生費として損金処理します

選択制〈タイプB〉

- ◆ タイプA同様の『選択制』ですが、事業主の追加負担が無い為、加入希望の従業員のみが加入するプランです
- ◆ 加入者が上限額までフルに掛金枠を活用できます

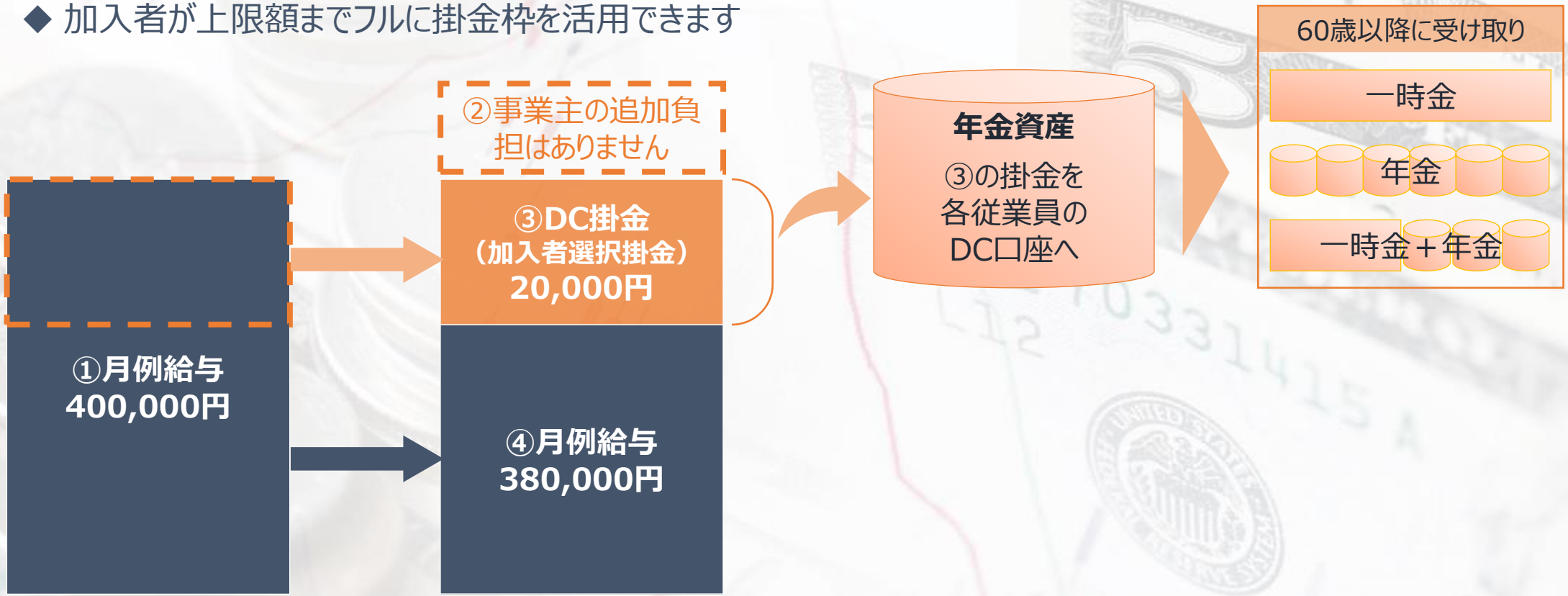

税務、経理処理	✓ 加入者選択掛金分は給与に含めないため、給与の額面が下がります（①⇒④へ） ✓ 加入者が負担する税金、社会保険料は新・月例給与④を基準に計算されます ✓ 会社は③の額を福利厚生費として損金処理します

1. 掛金の中止（中断）はタイプで異なる

◆ 加入者は事業主掛金と合算で上限55,000円まで加入者掛金として拠出できます
◆ 選択制において、加入者がDC掛金として選択した相当額（加入者選択掛金）は給与に参入されません

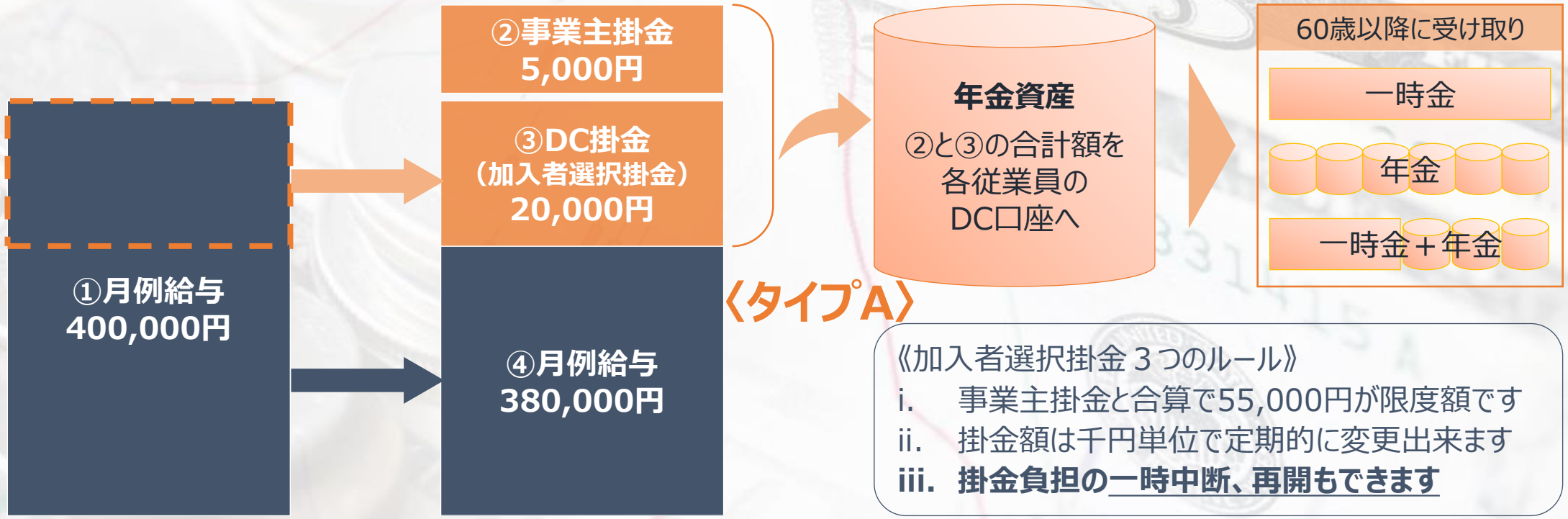

《加入者選択掛金３つのルール》
i. 事業主掛金と合算で55,000円が限度額です
ii. 掛金額は千円単位で定期的に変更出来ます
iii. 掛金負担の一時中断、再開もできます

税務、経理処理	✓ 加入者選択掛金分は給与に含めないため、給与の額面が下がります（①⇒④へ） ✓ 加入者が負担する税金、社会保険料は新・月例給与④を基準に計算されます ✓ 会社は②と③の合計額を福利厚生費として損金処理します

1. 掛金の中止（中断）はタイプで異なる

◆ タイプA同様の『選択制』ですが、事業主の追加負担が無い為、加入希望の従業員のみが加入するプランです
◆ 加入者が上限額までフルに掛金枠を活用できます

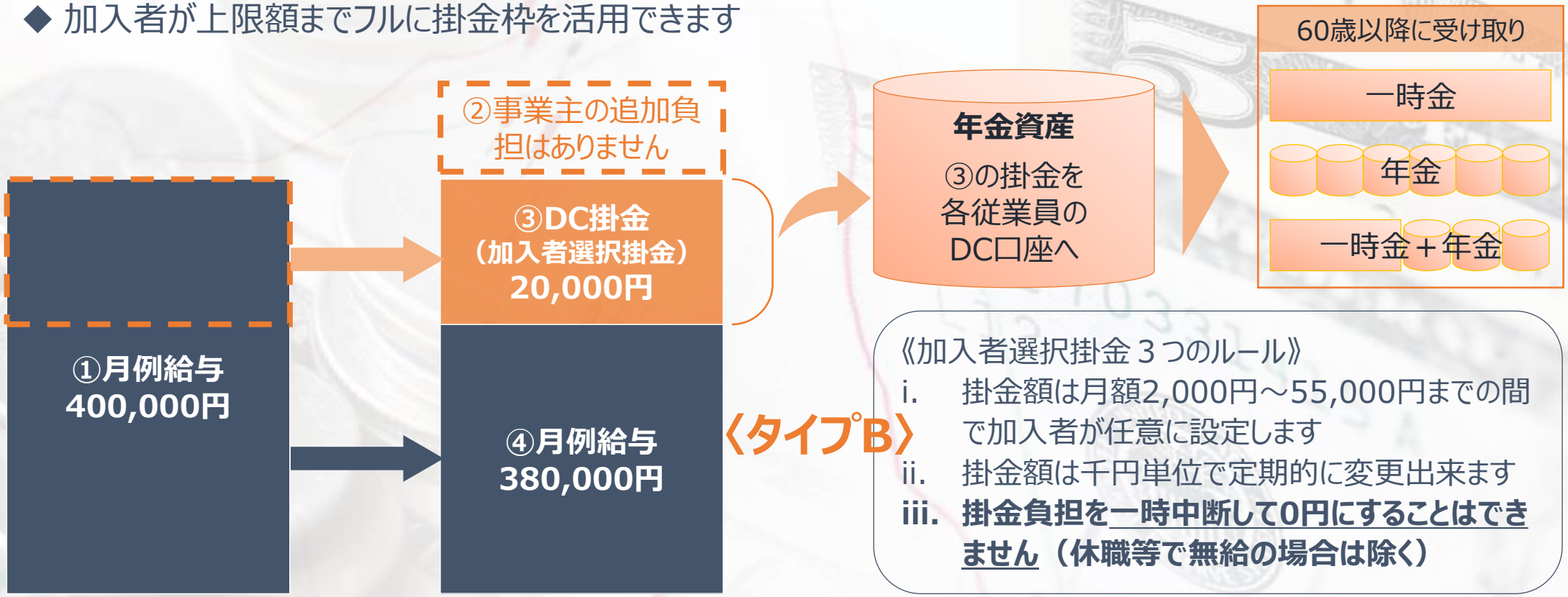

《加入者選択掛金３つのルール》

i. 掛金額は月額2,000円～55,000円までの間で加入者が任意に設定します
ii. 掛金額は千円単位で定期的に変更出来ます
iii. 掛金負担を<u>一時中断して0円にすることはできません</u>（休職等で無給の場合は除く）

税務、経理処理	✓ 加入者選択掛金分は給与に含めないため、給与の額面が下がります（①⇒④へ） ✓ 加入者が負担する税金、社会保険料は新・月例給与④を基準に計算されます ✓ 会社は③の額を福利厚生費として損金処理します

2. 事業主返還制度が存在する場合がある

※事業主返還制度について

- ◆ 退職において事業主負担の掛金相当額を自動的に加入者口座から事業主に戻入れする機能です
- ◆ 勤続3年未満での自己都合退職・懲戒解雇時に適用できます（制度開始から3年未満の退職ではありません）
- ◆ 適用の有無は規約に予め記載します（規約申請事項）～事業主の任意
- ◆ 返還金額は「事業主掛金相当額」であり「事業主掛金」ではありません
  - ➢ 運用益があれば加入者口座に残し、累計の事業主掛金を返還させます
  - ➢ 元本割れであれば口座の残額を事業主に返還させます

※『事業主負担の掛金相当額』を事業主に戻入れる

「事業主掛け金」＋「加入者選択掛金」

2. 事業主返還制度が存在する場合がある

- ◆ 加入者は事業主掛金と合算で上限55,000円まで加入者掛金として拠出できます
- ◆ 選択制において、加入者がDC掛金として選択した相当額（加入者選択掛金）は給与に参入されません

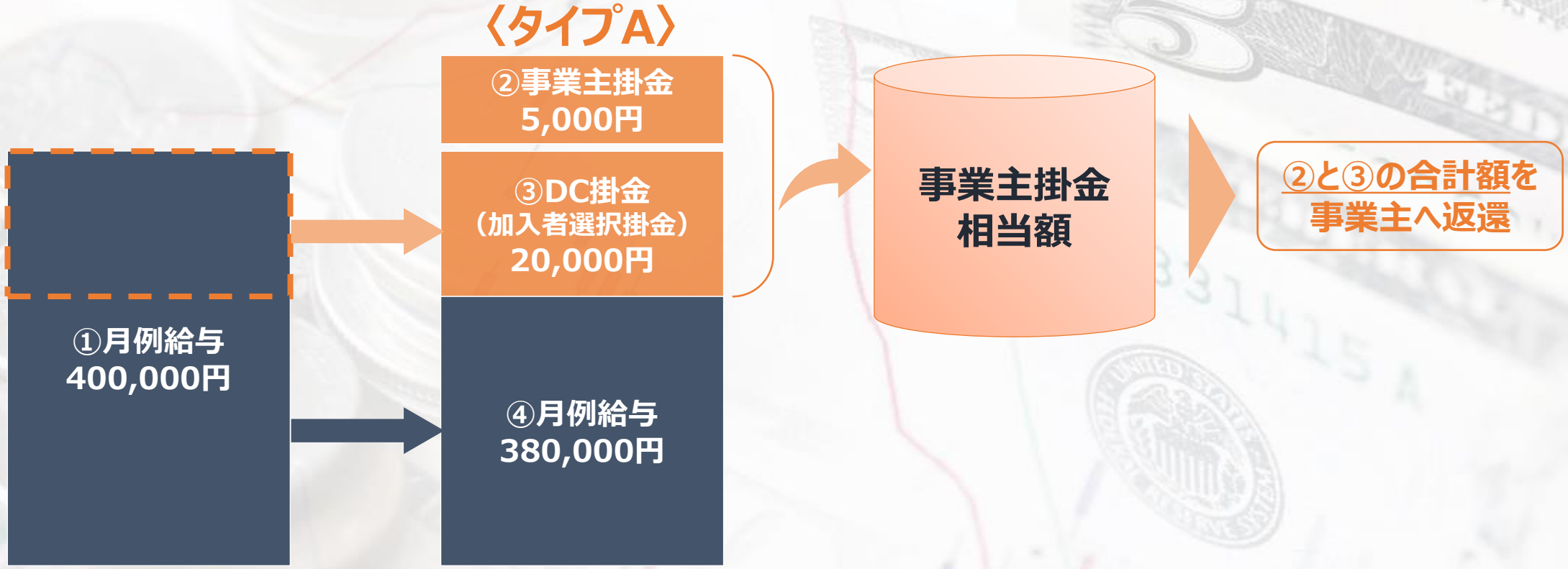

3. 社会保険料の減額による影響

- **「傷病手当金」の減額**
  病気やけがで連続して4日以上休業した場合、最長1年6カ月、
  月収（標準報酬月額）の3分の2が給付される制度

- **「出産手当金」の減額**
  産休を取得し、産休中の給料が減額になったり、
  ゼロになったりした場合に健康保険から「出産手当金」が支給される制度

- **「育児休業給付金」の減額**
  育児休業を取得する被保険者が受給資格を満たすと支給を受けることができる給付金
  （※支給対象者になるには、さまざまな支給要件が定められている）

- **「介護休業給付金」の減額**
  職場復帰を前提として家族を介護するために介護休業を取得した場合に
  支給される給付金制度

3. 社会保険料の減額による影響

例）DC掛金（加入者選択掛金）として20,000円を拠出した場合

出産手当金	
満額（98日間）支給された場合の減額見込額	**65,333円**

傷病手当金	
例）30日間支給された場合の減額見込額	20,000円
例）最長期間180日間支給された場合の減額見込額	**120,000円**

育児休業給付金	
1日あたりの育児休業給付金の減額見込額（180日目まで）	447円
1日あたりの育児休業給付金の減額見込額（180日目以降）	333円
例）300日間支給された場合の減額見込額	120,400円

介護休業給付金	
1日あたりの介護休業給付金の減額見込額	447円
例）93日間支給された場合の減額見込額	41,540円

まとめ

✓ **選択性確定拠出年金は2種類ある**

- 事業主掛金（会社が負担する掛金）がある or 無い

✓ **3つの注意点**

1．加入者選択掛金をゼロに出来るかは制度次第

- これも事業主掛金（会社が負担する掛金）がある or 無いで分かれる

2．事業主返還制度の有無

- 加入者選択掛金も返還対象になる

3．社会保険料の減額による影響

- 特に女性の方は具体的な把握が必要

選択制DC活用のメリット（手取り額の変化）

■月例給与（現行）：400,000円■ DC掛金月額：20,000円■健康保険：東京都■雇用保険：一般の事業者
■労災保険：その他の各種事業■人的控除：基礎控除＋配偶者控除＋特定扶養親族控除

		銀行預金で積立	DC活用で積立	
支給項目	月例給与（現行）	**400,000**	**400,000**	（DC掛金控除前）
	DC掛け金	－	**20,000**	（DC掛金）
	DC掛け金控除後	400,000	**380,000**	新・月例給与
控除項目	厚生年金保険料	36,600	34,770	
	健康保険料	19,740	18,753	
	介護保険料	3,580	3,401	
	雇用保険料	1,200	1,140	
	所得税	6,069	5,408	
	住民税	11,888	10,594	
	控除額合計	**79,077**	**74,066**	
差引支給額	手取り額	320,923	305,934	
	金融機関への貯蓄	20,000	－	
	可処分所得額	**300,923**	**305,934**	**＋5,011**

注1：下記給与明細はイメージであり、ある時点での税率、社会保険料率で計算したものであり、必ずしも現時点での数値を反映するものではありません
注2：「所得税」「住民税」「社会保険料」のそれぞれに効果が表れる時期は、実際には一定の異なる期間が必要となります